

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

(二重線部分は修正部分、傍線部分は改正部分)

○総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）

修正後	修正前	現行
<p>(連携の確保強化)</p> <p>第七条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。<u>第三十条第一項第八号及び第三十二条第三項において同じ。</u>）を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第三十条 支援センターは、第十四条の目的を</p>	<p>(連携の確保強化)</p> <p>第七条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。<u>第三十条第一項第七号及び第三十二条第三項において同じ。</u>）を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第三十条 支援センターは、第十四条の目的を</p>	<p>(連携の確保強化)</p> <p>第七条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。<u>第三十条第一項第六号及び第三十二条第三項において同じ。</u>）を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第三十条 支援センターは、第十四条の目的を</p>

達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 国の委託に基づく国選弁護士及び国選付添人（以下「国選弁護士等」という。）の選任並びに国選被被害者参加弁護士の選定に関する次に掲げる業務

イ (略)

ロ 犯罪被害者等保護法第十一条第一項の規定による請求があつた場合において、裁判所に対し、これを通知するとともに、同条第二項の規定により提出を受けた書面を送付すること。

ハ・ニ (略)

四 犯罪被害者等保護法第二十三条第一項に掲げる罪に当たる行為の被害者等である国民等を援助する次に掲げる業務

イ 当該国民等の資力の状況にかかわらず、当該行為により受けた被害に係る契約弁護士等（弁護士及び弁護士法人に限る。ロにおいて同じ。）による法律相談

達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 国の委託に基づく国選弁護士及び国選付添人（以下「国選弁護士等」という。）の選任並びに国選被被害者参加弁護士の選定に関する次に掲げる業務

イ (略)

ロ 犯罪被害者等保護法第十一条第一項の規定による請求があつた場合において、裁判所に対し、これを通知するとともに、同条第二項の規定により提出を受けた書面を送付すること。

ハ・ニ (略)

(新設)

達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 国の委託に基づく国選弁護士及び国選付添人（以下「国選弁護士等」という。）の選任並びに国選被被害者参加弁護士の選定に関する次に掲げる業務

イ (略)

ロ 犯罪被害者等保護法第五条第一項の規定による請求があつた場合において、裁判所に対し、これを通知するとともに、同条第二項の規定により提出を受けた書面を送付すること。

ハ・ニ (略)

（専ら民事に関するものを除く。）を
実施すること。

ロ 当該国民等のうち、当該行為により受けた被害に係る次に掲げる業務に関する弁護士又は弁護士法人の報酬及び費用を支払う資力が無い者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者を援助するため、適当な契約弁護士等に当該業務を取り扱わせること。

(1) 被害の届出に関する援助を行うこと。

(2) 告訴又は告発に関する援助を行うこと。

(3) 刑事訴訟法第二百二十三条第一項の取調べに同行すること。

(4) 公判手続又は少年法で定める少年の保護事件の審判の傍聴に付き添うこと。

(5) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第十

条第一項の規定による申請に関する
援助を行うこと。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、

当該行為を行った者等との接触が必
要となる場合における援助その他の
当該国民等に必要な援助を行う業務
で法務省令で定めるもの

五 (略)

六 (略)

七 犯罪被害者等保護法第八条第一項に規
定する権限に係る事務を行うこと。

八 (略)

九 (略)

十 (略)

2・3 (略)

(業務の合目的性)

第三十一条 前条第一項第一号、第二号及び第

四号から第六号までの各業務並びに同条第

二項第一号の業務は、その利益を得る者の権
利を実現することに資すると認められる限
りにおいて行うものとする。

四 (略)

五 (略)

六 犯罪被害者等保護法第八条第一項に規
定する権限に係る事務を行うこと。

七 (略)

八 (略)

九 (略)

2・3 (略)

(業務の合目的性)

第三十一条 前条第一項第一号、第二号、第四

号及び第五号の各業務並びに同条第二項第

一号の業務は、その利益を得る者の権利を实
現することに資すると認められる限りにお
いて行うものとする。

四 (略)

五 (略)

(新設)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

2・3 (略)

(業務の合目的性)

第三十一条 前条第一項第一号、第二号、第四

号及び第五号の各業務並びに同条第二項第

一号の業務は、その利益を得る者の権利を实
現することに資すると認められる限りにお
いて行うものとする。

(支援センター等の義務等)

第三十二条 支援センターは、前条に規定する業務が、これを必要とする者にとって利用しやすいものとなるよう配慮するとともに、第三十条第一項第二号から第四号までの各業務については、その統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めなければならぬ。

2 (略)

3 支援センターは、第三十条第一項第一号、第五号及び第六号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の総合法律支援に関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならない。

(支援センター等の義務等)

第三十二条 支援センターは、前条に規定する業務が、これを必要とする者にとって利用しやすいものとなるよう配慮するとともに、第三十条第一項第二号及び第三号の各業務については、その統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めなければならぬ。

2 (略)

3 支援センターは、第三十条第一項第一号、第四号及び第五号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の総合法律支援に関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならない。

(支援センター等の義務等)

第三十二条 支援センターは、前条に規定する業務が、これを必要とする者にとって利用しやすいものとなるよう配慮するとともに、第三十条第一項第二号及び第三号の各業務については、その統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めなければならぬ。

2 (略)

3 支援センターは、第三十条第一項第一号、第四号及び第五号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の総合法律支援に関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならない。

4 5 6 (略)

(業務方法書)

第三十四条 (略)

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならぬ。

一・二 (略)

三 第三十条第一項第四号の業務及びこれ

に附帯する業務に関し、これらの業務の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項。この場合において、当該審査は、当該申込みを行った者が犯罪被害者等保護法第二十三条第一項に掲げる罪に当たる行為により被害を受けた蓋然性及び資力その他の当該援助を実施する必要性について適切に行われるものでなければならぬ。

四 第三十条第一項第七号の業務及びこれ

に附帯する業務に関し、第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に関する事項

五 (略)

4 5 6 (略)

(業務方法書)

第三十四条 (略)

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならぬ。

一・二 (略)

(新設)

三 第三十条第一項第六号の業務及びこれ

に附帯する業務に関し、第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に関する事項

四 (略)

4 5 6 (略)

(業務方法書)

第三十四条 (略)

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならぬ。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

三 (略)

3/6 (略)

(区分経理)

第四十三条 支援センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第三十条第一項第三号の業務及び第七号の業務並びにこれらに附帯する業務

二 (略)

(積立金の処分)

第四十六条 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち法務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第三十条に規定する業務のうち同条第一項第三号及び第七号の業務の業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務の財源

3/6 (略)

(区分経理)

第四十三条 支援センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第三十条第一項第三号の業務及び第六号の業務並びにこれらに附帯する業務

二 (略)

(積立金の処分)

第四十六条 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち法務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第三十条に規定する業務のうち同条第一項第三号及び第六号の業務の業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務の財源

3/6 (略)

(区分経理)

第四十三条 支援センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務

二 (略)

(積立金の処分)

第四十六条 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち法務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第三十条に規定する業務のうち同条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務以外の業務の財源に充てることができる。

<p>に充てることができる。</p> <p>2 支援センターは、第四十三条第一号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の第三十条第一項第三号及び第七号の業務並びにこれらに附帯する業務の財源に充てなければならない。</p> <p>3 3 5 (略)</p>	<p>に充てることができる。</p> <p>2 支援センターは、第四十三条第一号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の第三十条第一項第三号及び第六号の業務並びにこれらに附帯する業務の財源に充てなければならない。</p> <p>3 3 5 (略)</p>	<p>2 支援センターは、第四十三条第一号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務の財源に充てなければならない。</p> <p>3 3 5 (略)</p>
--	--	--